

## 地方分権改革の推進に向けた課題分野等の抽出・整理について (アンケート結果の概要)

全国知事会地方分権推進特別委員会

### 1 調査の目的

令和5年6月に実施したアンケート（一次調査）等を踏まえ、「従うべき基準」「国が一括処理したほうが効率的な事務」の2テーマについて、具体的な課題や現状を把握するため10月にアンケート（二次調査）を行った。

### 2 「従うべき基準」に係る調査結果

#### (1) 現在の課題

##### ① 「従うべき基準」が地域の実態にあっていない

児童福祉法や介護保険法で定める保育所、児童厚生施設、訪問介護・看護などの施設における職員資格、職員配置基準が、小規模自治体で人材の確保が困難になっている一方、大規模自治体では、十分なサービスが提供できないなど地域の現場実態とあっていない。

##### ② 法律・省令の基準に従い条例を定めることとされており都道府県が独自性を発揮する余地がない

職業能力開発促進法や生活保護法では、法律や省令の基準をそのまま条例で定めることとしており、地域の独自性が発揮できず、条例を定める意味がない。

#### (2) 意見

- 「従うべき基準」は、地域の実情にあった施策を推進できるよう、新たな設定は原則行わないこととし、既存の「従うべき基準」についても一定期間での見直しを図る必要がある。
- 新たに基準を設ける場合は、原則、参酌基準とし、真に必要な場合に限られる「従うべき基準」の制定に当たっては、地方の意見が聴取・反映される仕組みが必要。
- 国が全国統一的な定めが必要と考える「従うべき基準」については、重ねて条例で定めることを義務付けず、国の法令で完結すべきである。
- 昨年度ナビゲーション・ガイドが閣議決定されたが、今年度、新たに策定又は改定した計画が多くあり、実効性が担保される仕組みが必要である。
- 「従うべき基準」だけでなく、通知や事務連絡による国の地方に対する過剰なコントロールもあわせて見直しが必要。

### 3 「国が一括処理したほうが効率的な事務」に係る調査結果

#### (1) デジタル化により「国が一括処理したほうが効率的な事務」の例

##### ○ 給付金に係る事務

- ・ 個人に対する全国一律の給付については、公金受取口座登録制度を利用することで、地方自治体を經由せず国が一括で支給することが可能であり、その方が地方自治体にとって効率的であり、住民にとって利便性が高い。

- 登録・申請・届け出等
  - ・ 「PRTR 制度」の電子情報処理組織使用届出書における届出書の形式確認及び仮パスワードの発行事務、事業承継税制の認定・(切替確認)申請等の手続き、生活保護事務、一般旅券の発給事務、銃砲刀剣類の登録制度、自動車運転免許証の交付事務などの全国一律の基準が適用され地方自治体の裁量がない事務については、電子申請システムなどの導入により、一元的に管理する方が地方自治体にとって効率的であり、住民にとっても利便性が高い。
- 調査
  - ・ 消防庁から消防本部・市町村を対象とする調査のとりまとめが都道府県に依頼されるが、単なる経由事務であり、総務省の一斉調査システムを活用するなどにより省力化を図ることができる。

## (2) 「国が一括処理した方が効率的な事務」の例

- 給付金に係る事務
  - ・ 政令市や中核市を対象とした補助金や交付金については、都道府県を経由するのではなく、国が直接交付する方が迅速で、地方自治体にとっても効率的である。
  - ・ 国の補助金を活用した間接補助事業について、間接補助事業者が不適正受給などを行い、間接補助事業者から都道府県への返還がない場合に、善管注意義務が果たされていても、都道府県(補助事業者)に対して、返還を求められる等、不条理な制度になっており、国が直接負担を負うべきである。
- 調査
  - ・ 都道府県地価調査について、国土利用計画法施行令第9条の規定により都道府県に実施が義務付けられているものの、全国一律の基準で、システムを国が用意し、公表日も国が決めており、都道府県が行う必要性がない。
- 通知
  - ・ こども家庭庁からのメルマガ、アンケートなど都道府県を経由する必要のない通知については、直接市町村に展開する方が効率的である。
- その他
  - ・ 都道府県を跨ぐ大規模河川について、国と都道府県の管理区域が混在しており、災害時の緊急対応等を考慮し、国での一元管理が望ましい。

## 4 総括(今後の提言とりまとめの方向)

### 「従うべき基準」

- ・ 各地域が、その実情にあった施策を推進できるよう、新たな設定は行わないこととし、既存の「従うべき基準」についても、原則参酌基準とするなど、一定期間での見直しを行う制度を設けること。
- ・ 全国一律の基準により実施すべき事務については、国が直接実施すること。その事務の実施を地方に求めるのであれば、その理由を明確に示すとともに、地方の意見を聴く場を設けること。
- ・ 国が「従うべき基準」を定める必要がある場合、全国一律の制度として実施するもので

あることから、条例の制定を求めず、法令で定めること。

- ・ ナビゲーション・ガイドのように国が自ら制度の検討、見直しを行っていくルールを作成すること。
- ・ 昨年度ナビゲーション・ガイドが閣議決定されたが、個別法令や計画策定などを通じて国が地方をコントロールしている状況は今もなお続いており、ナビゲーション・ガイドの実効性を高める取組が必要。
- ・ 各府省の通知などによる地方の事務や予算の使い道に対する過剰なコントロールも「従うべき基準」と同様に見直す必要がある。

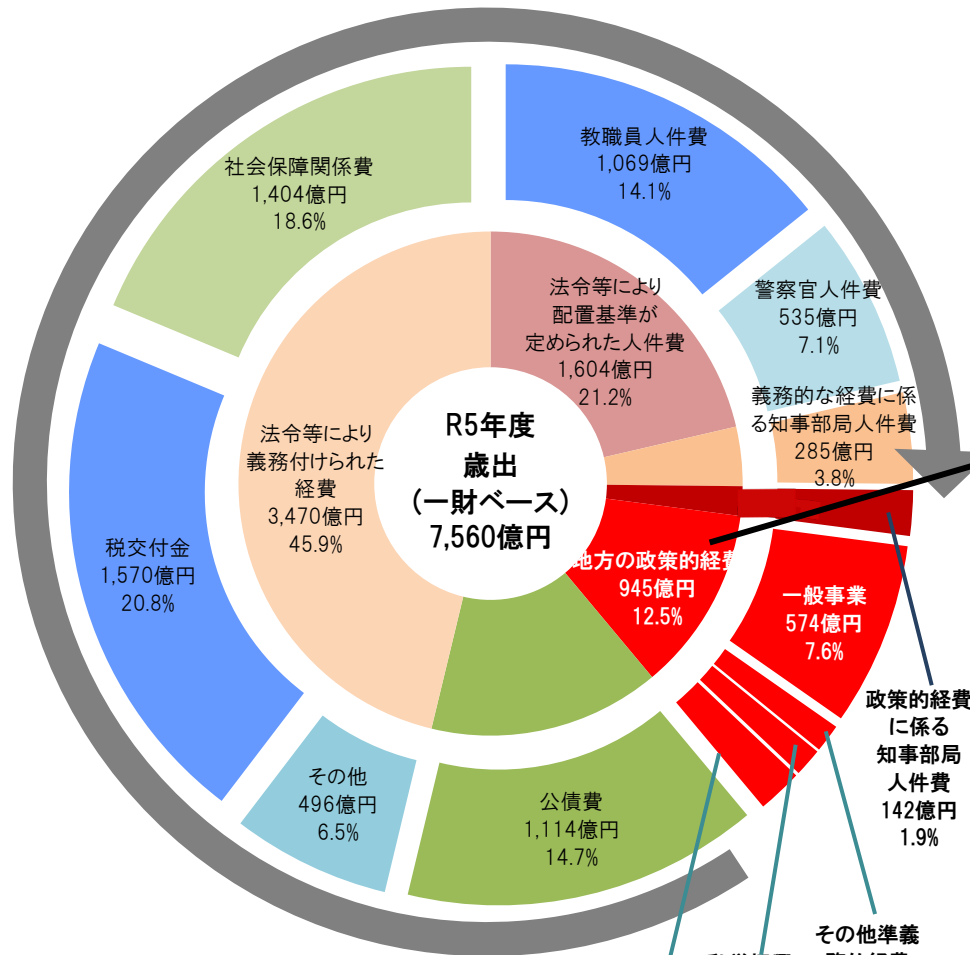
#### 「国が一括処理した方が効率的な事務」

- ・ 「国が一括で処理した方が効率的な事務」の中には、デジタル化により国が一括で処理した方が効率的な事務及びそもそも国が直接実施した方が効率的な事務があることが明らかになったことから、それらを切り分けて考える必要がある。
- ・ 自動車運転免許証の交付事務など、全国一律の基準で行われる給付・申請・届け出等について、電子申請システムの導入や公金受取口座登録制度の活用等により、地方を経由せずに国で一括処理するよう仕組みを構築すること。
- ・ 市町村への調査や通知、政令市・中核市を対象とした補助金等については、都道府県を経由する必要がなく、そもそも国が直接実施した方が効率的な事務であり、このような事務については、国が自ら見直しを行っていくこと。

#### 「国と地方の役割分担のあり方」

- ・ 事務処理の効率化の議論だけでなく、本来、国が実施すべき事務は国が行い、地方が実施すべき事務は地方の裁量で行うという国と地方の抜本的な役割分担の見直しが必要である。

# 広島県の歳出構造(令和5年度当初予算)



## 地方の政策的経費 945億円

地方の政策的経費 945億円の内訳

- ・公共事業 140億円
- ・私立学校助成費 143億円
- ・その他準義務的経費 88億円
- ・一般事業 574億円

## 公共事業や私立学校助成費 等を除いた予算は約6割 (574億円)

- ・企業立地促進対策事業
- ・観光地ひろしま推進事業
- ・「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業 など

国の法令等の関与が存する経費  
歳出総額の86%